

発議第6号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め  
る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により  
提出する。

平成28年10月4日 提出

平成28年10月 日

提出者 鳥羽市議会議員 尾 崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 片 岡 直 博

賛成者 鳥羽市議会議員 河 村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 山 本 哲 也

賛成者 鳥羽市議会議員 戸 上 健

## 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める 意見書

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづき、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。三重県では、2016年3月「三重県子どもの貧困対策計画」が策定され、「子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施」、「子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進」など5項目の基本方針にそってとりくみがすすめられています。鳥羽市においても、小学校で8.6人に1人、中学校で6.6人に1人の子どもが就学援助を受けている現状があります（2016年度 鳥羽市）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育やとりくみが必要なことは言うまでもありません。

2013年度卒業生について、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（91.1%）や高等学校等中退率（4.9%）等は、一般世帯の高等学校等進学率（98.8%）や高等学校等中退率（1.7%）と比較して厳しい数値となっています。高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

2014年度から「高等学校等就学支援金制度」が導入され、年収910万円未満（モデル世帯例）の世帯の子どもを対象として、授業料の支援がおこなわれています。さらに、同年度から、国公立高等学校等に通う子どもがいる低所得世帯に対し、各自治体が「高校生等奨学給付金」を給付し、PTA会費や生徒会費等、授業料以外の教育費の負担軽減がなされています（3分の1国庫負担）。

しかしながら、これらの支援制度は修業年限を超えて在籍する生徒には適用されません。そのため、2014年度4月入学生のうち、やむをえない事情で原級留置となった高校生等のなかには、来年度から支援を受けることができず、中途退学を余儀なくされるおそれがあります。

「高等学校等就学支援金制度」や「高校生等奨学給付金制度」の改善等をつうじて、家庭での経済格差が教育の格差につながらないように、制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

よって、本市議会は、国に対して、すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月4日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	松野	博一	様